

文京区

BUNKYO GENDER EQUALITY CENTER

# 男女平等センターだより

特集

第27回 文京区男女平等センターまつり

きのう きょう あしたへ

もう一歩!!  
みんなの力で  
明るい未来

2012  
No. 72

Topics

ワーク・ライフ・バランスと  
私たちの暮らし

— その2、センターまつり  
メイン展示より

## Contents

● センターまつり開催挨拶	2
● 山田五郎さん講演会	3
● ワーク・ライフ・バランスと私たちの暮らし — その2、センターまつりメイン展示より	4,5
● まつりシネマ・まつりコンサート	6
● まつりワークショップ	7
● 日本女性会議2012仙台	8
● プラスワンセミナー 「女性の生き方! 女性の自立!」 「DVのない社会を目指して〜ドメスティック・バイオレンスって何?〜」	9
● DVD鑑賞&懇談会、裁判ウォッチング	10
● 区からのお知らせ/新刊紹介	11
● センターからのお知らせ	12

2012年12月25日発行

発行/文京区女性団体連絡会 会長 岡田洋子  
〒113-0033 文京区本郷4丁目8番3号  
TEL.03-3814-6159 FAX.03-5689-4534

文京区男女平等センターは  
文京区女性団体連絡会(文女連)が  
指定管理者として管理・運営しています。

# 第27回 センターまつり開催

10月20、21日の両日、第27回男女平等センターまつりが開催されました。

開会式において、今年5月、新しくセンター長に就任した岡田祥子から開会に先立って、以下のとおり挨拶がありました。



岡田祥子センター長

男女平等センターまつり企画運営委員会委員長の岡田祥子です。

第27回男女平等センターまつりの開催にあたりまして、一言挨拶申し上げます。

お忙しい中、成澤区長様、蓬田区長様、宮崎議長様ならびに区議会議員の皆様、都議会議員様に出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、当センターご利用の皆様と一緒に開会式ができますことをうれしく思います。重ねてお礼を申し上げます。

男女平等センターまつりは、例年は当センターが開設されました9月に行ってきました。しかし、昨年は東日本大震災による節電のために10月に開催を余儀なくされました。その結果、

「開会のまつりと重ならなくて良い」「残暑きびしい9月よりは10月の方がよい」というお声をたくさん頂戴いたしました。皆様のお声を活かすかたちで、昨年を引き続き今年も10月開催と致しました。また、お仕事をしている方々も参加しやすいように土曜日、日曜日の日程にしました。

さて、3月11日の東日本大震災から1年半が経ちました。想定外の津波被害から少しずつ復興されていく様子をニュースなどで見ることがありますが、福島原発の被害からの復興は遅々として進んでいません。ボランティアの支援活動も減り、被災地の人たちは肉体的にも精神的にも一番つらい時期にきていると聞いています。

昨年のまつりのテーマは、「男女平等今こそ輝けました。そこで、今年はこちらにもう一歩踏み出し、被災地の皆さまに明るい未来の来ることを願い、今年のテーマは、「もう一歩!! みんなの力で明るい未来」としました。

メイン展示は「ワーク・ライフ・バランスと私たちの暮らし」として女性の労働環境について考えて見ました。昨年、文京区が認定したワーク・ライフ・バランス推進企業10社のパネルを区からお借りして展示しております。ワーク・ライフ・バランスをもっと身

近に感じていたければ幸いです。

今年の夏のロンドンオリンピックでは女性の活躍がめざましかったです。しかし、いまだに女性がオリンピックに参加できない国があるのも事実です。また「女性に教育する権利を」と訴えていたパキスタンの14歳の少女が、銃撃されました。このように国や地域によっては、女性の活躍の場を阻害されたり制限されたりしています。

日本では、長寿、教育、所得の水準を示す「人間開発指数」は留力国中12位と高い水準ですが、政治経済の女性参画を示す「ジェンダー・エンパワーメント指数」は18カ国中11位と大きく後

れを取っています。男女の賃金格差など、まだまだ女性差別が残っています。

男女平等センターでは、男女平等社会の実現に向けて講演会やセミナーを実施しています。どうぞこの講演会やセミナーに参加していただき、皆さまと一緒に男女平等社会の実現にむけて、ますますの努力をしていきたいと思っています。どうぞ、ご協力のほどよろしくお願い致します。

本日は、センター利用の各団体が日頃の活動の成果を発表する場でもあります。どうぞお時間の許す限り、こゆっくりとご覧ください。ありがとうございます。

第27回 文京区男女平等センターまつり  
10月20日(土) 10月21日(日)

## もう一歩!!みんなの力で明るい未来

### 「ワーク・ライフ・バランスと私たちの暮らし」

<p>10:00-12:00 《マンマ・ミーア!》</p>	<p>13:00-13:40 《「男のスカート」はなぜ流行らない? 「男性差別」のファッション史》</p>
<p>16:00-17:00 《東大アカババ「ラガーナ」》</p>	<p>17:45-18:45 《法政大学「オカソフューン アンサンブル」》</p>

2012年 10月20日(土) 21日(日) 9:30~17:00 入場無料

〒112-8585 文京区本郷4-1-1 文京区男女平等センター 1F (丸の内線 本郷4丁目駅 徒歩5分)

講演会

# 男のスカートはなぜ流行らない？

— 男性差別のファッション史 —



平成24年10月21日(日) 編集者・評論家 山田五郎さん

第27回センターまつりに山田五郎さんをお招きして講演会を行いました。

山田さんは大学卒業後、1982年出版社に勤務し、入社時より編集者として15年間男性ファッション誌の担当を務めました。当初は、ファッションに全く興味がなかったのですが、80年代にファッションを社会学的に捉える研究が、またシエンター論がそれぞれブームとなり、この二つの側面からファッションを考察してみるのも面白いのではないかと思い、はじめてファッションに興味をもったそうです。

男は地味でスポン、女は派手でスカートと言われる表層的な服飾の男女差を、私たちは当たり前のものとして受けとっています。しかし本来服飾の差は性別によるものではなく、社会階級あるいは職業上によるものである。今日私たちが当たり前と捉えている「服飾のシステム」は、近代の西洋(ヨーロッパ)の社会情勢から生じたものと山田さんは話します。そして、山田さんはこの当たり前のものに疑問をもき、西洋の服飾史から勉強を始め、疑問を解く過程で興味をもったテーマが、今日の演題「男のスカートはなぜ流行らないか」でした。

講演は、図版を用いて地中海文明の話から始まりました。現代につながる服飾スタイルへと大きく変化したのは、18世紀後半フランス革命において市民(男性)が歴史の表舞台にあらわれたことといわれています。そして、19世紀産業革命をむかえ社会構造の急変がおき近代資本主義が形成されたためと話しは進んでいきました。革命前男性はキュロット(短いスポン)をはき脚裸美を誇っていました。革命後は、勤勉で真面目、禁欲的でよく働く市民(男性)は、

労働に価値を求めその成果に重きを置き、その価値観は世の中の主流となり、さらなる成果を求めるために服飾においても機能的、実用的なスポンを選択し、機能的ではない服飾を捨て去り、白いに至りました。

男性の服飾スタイルが変化をしている間も、女性の服飾に大きな変化はありませんでしたが、20世紀初頭、大きな転換期を迎えます。ようやく女性にはコルセットから解放され、また女性の社会進出が進むと機能的になったスカートが作られ、さらに男性のものであったスポンも着用することができるようになったのです。つまり女性は男性とは違い、構造の異なる二種類の服装を自分の意志で選びとり、自由に着用し楽しむことを得たのです。

では本題のテーマ「男のスカートはなぜ流行らないか」のでしょうか。この理由は逆に「女性にはなぜスポンをはくのでしょか？」という疑問にすりかえると分かりやすくなります。

女性がスポンをはくのは進化する時代の流れに沿う。だが、男性がスカートをはくのは時代の流れの逆を行く。近代で捨てたものを捨てること、だから流行らない。

山田さんは、本題のテーマと同時「当たり前」と思っていることに疑問をもって欲しい、と来場者に語りかけました。

疑問をもつことにより「当たり前」の矛盾や差別等の問題点に気がつき、興味をもつことによりそれがいつ誕生してのようになり形成されていったか過程を知ることができ問題の構造が分かります。構造が分かることについては、解決への方法を見出せることにもつながると話します。

山田さんは、講演の最後「このことを今日の女性性差別の図式に当てはめれば、差別は一

方的ではあるが、それを逆手にとって自由になれる部分も含んでいるのではないかと一石を投げました。今日の講演を私たちが白頭もっている疑問を考えるきっかけにしたいだければと結び90分にわたる講演を終りました。

会場は御名を越す来場者でうまり、講演は、山田さんの軽妙な語り口に加え多種多様な図版を用いて大変わかりやすく解説していただきました。山田さんの豊富な知識やユーモアに会場からは笑い声やうなずき声にあふれ、時間の経つのを忘れるほどでした。講演終了後は、来場者の方々より「男のスカート……でどんな話かと思いましたが、実際に拝聴することができ男女の服装の変遷がよく理解できました。またそういう視点で世の流れを見るといろいろ勉強になった。日本の書物が西洋コルセットの解放とつながっていることはおもしろいと感じました」「もう一度聞きたい」等の声をたくさんいただきました。



フランス革命時のサン・キュロットの扮装をした革命者シュナール。長いスポンをはき現代につながる服装になりました。



ルイ14世の肖像キュロット(短い丈のスポン)をはき、当時の男性のセックスシンボルであるふくらはぎを強調している。

## 「女性の生き方ー女性の自立ー」

●日時：平成24年9月1日（土）午前10時半

●講師：アリソナ州立大学名誉教授 言語学者



小畑悦子さん

今回のプラスワンセミナーは、言語学者であり現米国アリソナ州立大学名誉教授小畑悦子さんを講師に加え、「自身の体験を通して「女性の生き方ー女性の自立ー」というテーマのお話でした。

小畑さん「自身が自分の夢を実現させるために努力を重ね、ひとつひとつ夢をかなえていった過程を語られながら、特に女性にとって自立を考えるときに大きな課題となることは家族の協力である」とを挙げました。小畑さんがご自分の可能性を試したいと考えたとき、大きな壁となったのは家族の小畑さんへの期待でした。小畑さんはこの壁を乗り越えるために周到に準備を重ね、実績を重ねていった過程を話されました。

「このように小畑さんの体験は今に至る私たち自身にも大いに共感を誘うテーマでありました。こうありたいと思いつつ周囲の期待にも応えなければという義務感との板挟みになって、と

もすれば夢をあきらめてしまいたいようになる女性への力強い応援メッセージでした。いくつかが印象に残った言葉があります。「誰にとっても主体的な生き方が大切である」「女性の自立は、つまり男性からの自立も意味する」「全ては、夢をかなえよう、が原動力となる」「性差をなくして男女が互いに助け合い、仕事と人生のバランスをとって、互いに高め合う人生の設計はすばらしい」等々。講演後は会場との個別のやり取りもあり、終始なごやかな内に講演が終わりました。



## プラスワン+1セミナー

## DVのない社会を目指して

「ドメスティック・バイオレンスって何？」

●日時：平成24年11月17日（土）午後1時半

●講師：お茶の水女子大学名誉教授 戒能民江さん



内閣府男女共同参画局は、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の強化期間と定め活動をしております。当セミナーもこの期間にあわせ、セミナーを開催しました。

講師には、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）や女性の人權問題について研究し、その対策と被害者支援に積極的に取り組んでいるお茶の水女子大学名誉教授の戒能民江さんをお招きしました。

DVとは、「パートナーという親密な関係における暴力による相手のコントロール」をいい、見えない暴力・わかりにくい暴力として、潜在的に何時の時代にも存在していました。この暴力が「家庭のなかのこと」から、社会問題として対策が必要になったのは、DVの背景に男性優位の意識とそれに伴う社会構造があり、女性の人権を著しく侵害しているためです。

国内では配偶者暴力防止法が2001年に成立施行され、DVは社会的な犯罪となる暴力行為であることが明確にされ、深刻な社会問題であるという認識が広まりました。しかし、成立施行から10年を経た現在でも、DVによる被害報道は絶えず、問題の複雑さはますます根が深くなっています。

戒能さんは、「私たちは、未だに沈黙することを余儀なくされている女性がいること、被害者を支援する体制が不十分であることを認識し、切迫のない支援を続けなくてははいけません。暴力は人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。」と強く訴えておりました。

当セミナーも戒能さんのお話を聞き、あらためてセンターの果たす役割の重要性を考え、相談室の利用、教育啓発運動等、一層の充実を図る必要があると感じました。



## 「スタンドアップ」

（米国映画） 2006年7月14日公開  
監督：ニキ・カーロ  
出演：シャーリーズ・セロン



© 2006 Warner Bros. Entertainment Inc. All rights reserved.

この映画は、アメリカミネソタ州の鉱山の町を舞台に、夫の暴力に耐えかね二人の子どもを連れて故郷の町へ戻った女性が主人公です。彼女は夫のもとへ戻るよう諭す両親の言葉に逆らい、自身の手で二人の子どもを育てたいと鉱山で働くことを決意します。しかしながら、仕事はきつく回憶である男性労働者からは絶えぬハラスメントを受けることとなります。

味方する者は誰一人なく、裁判の過程でさらに傷つきながらも彼女は戦い抜きます。やがて、両親や女性同僚の支持を得、ついに彼女は勝訴をします。実話をベースにした内容は勇気を奮って戦うことの大切さを私たちに伝えてくれました。この裁判は、米国で働く女性の地位を守る法律のできるきっかけになりました。映画が終わった後グループに分かれ、鑑賞後の感想を話し合いました。「主人公女性の生き方に感動した」「黙って我慢しているだけではため、勇気を奮って声を上げる」「女性同士連帯することが大切」等の意見がでました。

また、このストーリーが1980年代の実話に基づいていることにも多くの方が衝撃を受けていました。私たちの身近なところにまだ存在するこのような差別や人権侵害について、私たちももっと敏感にならなければならぬと思われました。

## 裁判ウォッチング

男女平等センターでは、裁判傍聴を人権について学ぶよい機会ととらえ毎年実施しています。鑑が関にある弁護士会館一階ロビーに28名が集まり、会議室のある5階へ移動しました。その後、傍聴についての簡単な注意や説明を受けてからそれぞれの希望により民事と刑事に分かれ小法廷へ入室しました。

傍聴した民事裁判は、少額訴訟の裁判でした。今回傍聴して少額訴訟の金額が30万円から60万円に引き上げられたことを知りました。

刑事裁判は、覚せい剤取締法違反の裁判を傍聴しました。被告人は同じ罪名で再犯をした人で、今回は仕事上の上司が身元引受人になって更生させるというもので、判決は後日言い渡されるそうです。

裁判が終わって弁護士会館に戻り、弁護士に質疑応答の時間をもうけてもらいました。参加者の方々は、積極的な質問があり、弁護士は一人ひとりに、ていねいに答えていました。

また、市民と一緒に裁判傍聴をすることで、自分たちにも裁判の進め方、その他のやり方について参考になると話してくださいました。



- アンケートの中から、
- ★ 裁判を見た後の説明を聞くことで、手続きや進行状況がよく分かり、また興味も深まりました。
  - ★ 人が人を裁くことの難しさ、事件をおこすまでの本人の家庭環境など、人間が生きていることを考えさせられました。
  - ★ 新しい経験をさせていただきました。人の心の動きがよくわかりました。
  - ★ このような企画があったからこそ、裁判を傍聴する機会を得ることができてとてもよかったです。
  - ★ 仲立ちをしてくださった弁護士、司法書士のお二人が好感を持って、覚せい剤に一回手を出すと抜けるのが難しいので、犯罪を犯す前に何か手立てはないのかと思いました。